

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年9月14日(2006.9.14)

【公開番号】特開2005-58492(P2005-58492A)

【公開日】平成17年3月10日(2005.3.10)

【年通号数】公開・登録公報2005-010

【出願番号】特願2003-292867(P2003-292867)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 1 0 Z

【手続補正書】

【提出日】平成18年7月26日(2006.7.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

図柄を表示するための図柄表示装置と、

該図柄表示装置に表示する図柄の情報を送信する図柄制御基板と、を備える遊技機において、

該図柄制御基板に、取付け手段によって取り付けられた、通電時間を積算する積算時間計と、

前記積算時間計が取り外されたことを検知する検知手段と、

該検知手段の検知に起因して積算時間計が取り外された日時を記憶する記憶手段と、

該記憶手段に記憶された日時を改竄不可能な履歴として表示する表示手段と、

を備えることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

図柄を表示するための図柄表示装置と、

該図柄表示装置に表示する図柄の情報を送信する図柄制御基板と、を備える遊技機において、

該図柄制御基板に、取付け手段によって取り付けられた、通電時間を積算する積算時間計と、

前記積算時間計が取り外されたときに、前記積算時間計が取り外されたことを前記図柄表示装置に正常な表示がなされないように設定することで報知する報知手段と、を有することを特徴とする遊技機。

【請求項3】

図柄を表示するための図柄表示装置と、

該図柄表示装置に表示する図柄の情報を送信する図柄制御基板と、を備える遊技機において、

該図柄制御基板に、取付け手段によって、通電時間を積算する積算時間計が取り付けられ、

前記図柄制御基板上には、取り外された積算時間計が最初に取付けられていた積算時間計であるか否かを判断する判断手段が設けられていることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

請求項1に記載の発明は、図柄を表示するための図柄表示装置と、該図柄表示装置に表示する図柄の情報を送信する図柄制御基板と、を備える遊技機において、該図柄制御基板に、取付け手段によって、通電時間を積算する積算時間計が取り付けられていることを特徴とする遊技機である。

このとき履歴とは、遊技機が遊技可能な状態となって遊技を開始してから、現在に至るまでの総稼働時間を積算した数値であり、総稼動時間を表示する手段としては例えばセグメント式が挙げられ、遊技機の稼動開始から現在に至るまでの稼働時間の合計、例えば「200時間」等を表示する構成であることが好ましい。

また取付け手段とは、第三者によって安易に取り外しできない手段であれば良く、例えば半田付けによる取り付け等が挙げられる。なお、積算時間計は図柄制御基板の通電を確認できるように、図柄制御基板上に直接取り付けられることが好ましい。

なお図柄制御基板の基板ケースは、透明な素材にて構成され、図柄制御基板に基板ケースを被せた状態のまま、積算時間計の総稼働時間表示を確認できる構成とすることが好ましい。

積算時間計は、通電している間の時間を稼働時間として積算し、記憶する構成であるが、例えば電気が流れているだけで積算を行うのではなく、一定量の電流が流れているときにだけ積算する構成としても良い。こうすることで遊技者が遊技を行っている時間だけを積算するなど、より正確な稼働時間の記憶が可能となる。積算時間計は積算時間を表示する表示部を備えることが好ましい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

請求項1に記載の発明は、前記積算時間計が取り外されたことを検知する検知手段と、該検知手段の検知に起因して積算時間計が取り外された日時を記憶する記憶手段と、該記憶手段に記憶された日時を改竄不可能な履歴として表示する表示手段とを有することを特徴とする遊技機である

積算時間計が取り外されたことを検知する手段としては、図柄制御基板上に設けた積算時間計の取付け場所に、積算時間計の取り付け、取り外しを検出する例えばスイッチ等の検出手段を設け、検出手段からの検出によって、積算時間計が取り外されたと判断でき、誰でも容易に総稼動時間を確認し、古い遊技機であるか否かを正確に判断することが可能となり、また不正な稼働時間を提示することを抑止する効果を発揮することができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項2に記載の発明は、図柄を表示するための図柄表示装置と、該図柄表示装置に表示する図柄の情報を送信する図柄制御基板と、を備える遊技機において、該図柄制御基板に、取付け手段によって取り付けられた、通電時間を積算する積算時間計と、前記積算時間計が取り外されたときに、前記積算時間計が取り外されたことを前記図柄表示装置に正常な表示がなされないように設定することで報知する報知手段と、を有することを特徴とす

る遊技機である。

このときの報知手段とは、積算時間計が取り外されたことが明確に確認できるように図柄表示装置にて報知することが好ましい。このような構成にすることで、積算時間計が取り外されていることが早期に分かることができる。

また、遊技の進行に影響するような形で報知する構成が好ましい。遊技の進行に影響するとは、例えば、遊技の進行を不可能にする画面表示によって図柄表示装置に正常な表示がなされないこと、図柄表示装置に何も表示されないこと、一部分しか表示されないこと等の構成が挙げられる。また、積算時間計が取り付けられている通常状態では表示されない表示様態が表示される構成も考えられる。例えば、バックライトが点灯されなくなること、バックライト全体が暗くなること、バックライトが無色で表示されること、図柄表示装置が全く写らなくなること、一色で塗りつぶされていること、常にエラー表示が行われること等の構成が挙げられる。完全に不正を回避する方法（実施例3参照）としては、一度、積算時間計を図柄制御基板から取外したら、正常には表示がなされなくなる構成が好ましい。

このような構成にすることで、積算時間計を外したままでは、遊技ができなくなり、不正行為がされなくなる。

また、例えば、図柄制御基板に過大な電圧をかけて図柄表示装置を壊してしまう構成にしてもよい。このような構成にすることで、積算時間計を外すことに対して強力な抑止力が働く。

このように積算時間計が取り外されたことを報知する構成によって、図柄表示装置等の状態から遊技機の稼働時間について不正な改竄が行われていることに気付き易くなり、不正な稼働時間が提示されるのを予め防ぐことができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項3に記載の発明は、図柄を表示するための図柄表示装置と、該図柄表示装置に表示する図柄の情報を送信する図柄制御基板と、を備える遊技機において、該図柄制御基板に、取付け手段によって、通電時間を積算する積算時間計が取り付けられ、前記図柄制御基板上には、取り外された積算時間計が最初に取付けられていた積算時間計であるか否かを判断する判断手段が設けられていることを特徴とする遊技機である。前記判断手段は、履歴表示装置の中に設けられている構成にしてもよいし、単体の装置を設けてもよいし、図柄制御装置のCPUの中に設けてもよい。この判断の仕方としては、積算時間計は、一つ一つ異なる信号を発生する構成にしておき、積算時間計を一番初めに取付けた際に、判断手段は、該積算時間が発生する信号を記憶する構成にしておき、その信号を元に同じ積算時間計であるか否かを判断する構成にすることが好ましい。判断時期は2回目以降の取付け時であってもよいし、常に判断している構成にしてもよい。また、該判断手段にて、今取り付けられたものが、最初に取り付けられた積算時間計ではないと判断した場合は、積算時間計が作動しないようにしたり、履歴表示装置や図柄表示装置にて、エラー表示を行うといった構成にする。

つまり、該判断手段は図柄制御基板上に設けられていて、積算時間と該判断手段との信号の交信によって、最初に取付けられた積算時間であるか否かを判断し、否定の判断だった場合には、その旨を報知する構成なら、どのような構成でもよい。

以上のような構成にすることで、取付けられていた積算時間計を違う積算時間計に変えられること防止できる。

しかし、積算時間計だけではなく、履歴表示装置あるいは判断手段をも取り外せば、不正は可能だが、そこまでして稼動時間を減らすという不正を行う可能性は少ないと思われる。